

## 通路橋適正化事業不当利得返還請求事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河川法第100条第1項の規定により市長が指定した河川（以下「準用河川」という。）の敷地、京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する市長が指定した水路等（以下「指定水路」という。）の敷地又は同条例で指定されていない市有水路（以下「未指定水路」という。）の敷地について許可を得ず占有し通路橋を設置している者のうち、通路橋適正化事業の対象とされる者（平成27年4月1日現在、本市が所有する水路上に私有の通路橋を本市の許可を得ず架設している者。以下「適正化対象者」という。）に対する占用料相当額又は使用料相当額（以下「占用料等相当額」という。）の不当利得返還請求に関し、必要な事項を定めるものとする。

(占用の特定)

第2条 通路橋適正化事業の実施における適正化対象者に対する不当利得返還請求の実施は、通路橋適正化事業における使用許可の基準とする日（平成27年度パイロット事業モデル地区（別図に朱線で示す西京区及び伏見区の一部）：平成28年4月1日。平成28年度以降対象地区（モデル地区を除く本市の区域）：平成29年4月1日。以下「基準日」という。）を目途に、適正化対象者及び占有数量を特定するものとし、当該適正化対象者による占有の継続を確認したうえで、返還請求を行うものとする。

(物件調書の作成)

第3条 通路橋適正化事業の実施における適正化対象者に対する不当利得返還請求を実施しようとするときは、第1号様式に定める不法占有物件調書を作成するものとする。

- 2 調書の作成に当たっては、当該適正化対象者の通路橋について、個別に測量し、占有数量を特定するものとする。この場合において、事前に適正化対象者に対して、占有数量特定に当たり、現地立会いを求めるものとする。
- 3 前項後段の場合において、適正化対象者が現地立会いを拒み、適正化対象者の土地に立ち入らなければ占有数量の特定ができないときは、準用河川は第2号様式により土地の立入りを通知し、指定水路は第3号様式により土地の立入りを通知し、未指定水路は第4号様式により民法第209条に規定する隣地使用の請求を行うものとする。ただし、適正化対象者が、市単独で占有数量の特定を行っても差し支えないとされたとき、又は適正化対象者の土地に立ち入らずに占有数量の特定が可能なきときは、この限りでない。
- 4 前項の指定水路の土地の立入りに関して、相手方が立入りを拒みえる正当な事由は、相手方の疾病又は相手方から調査当日の差し支えを理由に調査の時期について具体的な変更を要請したうえで立入りを拒んだときとする。

(占用料等相当額の算出方法)

第4条 占用料等相当額の単価は、京都市準用河川流水占用料等に関する条例別表2「通路、橋りょう、昇降路及び船乗降場」の単価を用いる。

2 1年に満たない期間の占用料等相当額の請求を行う場合にあつては、日割り計算するものとし、閏年の日を含む期間についても、365日として計算するものとする。

(占用料等相当額の請求等)

第5条 不当利得返還請求は、適正化対象者に対し、基準日以降の占用料相当額について、請求書(第5号様式)を送付することにより行う。

2 前項の請求に係る占用料等相当額の納付期限は、通知書の送付の日から30日以内とする。

3 第3条第2項に規定する適正化対象者の立会いがされない等により、占有数量が確定できないときは、概算による不当利得返還請求を行うものとし、第1項の請求書中に、本件請求は、概算によるもので占有申請の数値は当該数値を上回るときがあることを注記するものとする。

(督促等)

第6条 適正化対象者が前条の占用料等相当額を納期限までに納入しないときは、納入期限後20日以内に督促状(第6号様式)により督促する。

2 前項に定める督促を行っても、なお、適正化対象者が占用料等相当額を納入しないときは、新たな期間に係る占用料等相当額の請求の際に第7号様式により併せて催告するものとするほか、適宜催告を行うものとする。

(徴収停止)

第7条 適正化対象者の占用料相当額の不当利得返還請求について、地方自治法施行令171条の5各号に掲げる趣旨の適用が相当と認められるときは、当該法に定めるところにより、占用料相当額の保全及び取立てをしないことができる。

(補則)

第8条 この要領の施行に必要な事項については、その都度、これを定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年4月1日建設局長決定)

## 不法占用物件調書（通路橋）

Link-Id	
占用者住所	
占用者氏名	
占用場所	
数量	
使用料相当額の計算	
請求及び督促経過 (指導経過)	

※この調書には、水路等台帳に記録されている調査・指導履歴中、水路占用物件調査票及びファイリングPDFを印刷し、並びに実測による丈量図、現場写真及び占用者を特定した登記資料（写し）を添付すること。

第2号様式  
京都市達建土道第 号  
年 月 日

(適正化対象者住所又は当該土地占有者住所)  
(適正化対象者氏名又は当該土地占有者氏名) 様

京都市長



### 土地の立入りについて（通知）

河川法第89条第1項の規定により、下記のとおり立入りを実施しますので通知します。

なお、この立入りを拒み妨げた者に対しては、河川法第103条に罰則が規定されていますので、申し添えます。

#### 記

立入りに係る河川名

立入りの日時 年 月 日 午前・午後 時 分から

立入りの場所

立入りをする職員 (所属・職・氏名)

問合せ・回答先 建設局道路河川管理課 河川占用担当  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL 222-3564

第3号様式  
京都市達建土道達第 号  
年 月 日

(適正化対象者住所又は当該土地占有者住所)  
(適正化対象者氏名又は当該土地占有者氏名) 様

京都市長



### 土地の立入りについて（通知）

京都市水路等管理条例第28条第1項の規定により、水路等の管理を行うため、下記のとおり立入りを行いますので、同条第2項の規定により通知します。

この立入りは、同条第6項の規定により、正当な理由がない限り立入りを拒み、妨げることができません。

正当な理由で立入りを受けることができない場合は、本書が到達した日から起算して10日以内に書面にて、本件担当まで正当理由を御通知ください。

#### 記

立入りの日時 年 月 日 午前・午後 時 分から

立入りの場所

指 定 職 員 (所属・職・氏名)

問合せ・回答先 建設局道路河川管理課 河川占用担当  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
Tel 222-3564・Fax 213-0167

第4号様式  
建 土 道 第 号  
年 月 日

(適正化対象者住所又は当該土地占有者住所)  
(適正化対象者氏名又は当該土地占有者氏名) 様

京都市長



### 土地の立入りについて（通知）

本市が管理する水路の管理に係る占用物件の調査のため、下記のとおり隣接地であるあなたの土地への立入りを、民法209条の規定により請求します。

土地立入りの諾否について、本書が到達した日から10日以内に別紙により、回答くださるよう、依頼します。

#### 記

調 査 の 日 時                      年    月    日    午前・午後   時    分から

立入りの場所

調 査 職 員                      (所属・職・氏名)

問合せ・回答先                  建設局道路河川管理課 河川占用担当  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL 2 2 2 - 3 5 6 4 ・ Fax 2 1 3 - 0 1 6 7

(別紙)

年 月 日

(宛先) 京都市長

年 月 日付け建土道第 号をもって請求された土地の立入りについて、下記のとおり回答します。【いずれかに丸印をつけてください。】

記

- 1 承諾する。
- 2 土地の立入りは承諾するが、次の日時に変更を依頼する。  
( 年 月 日 午前・午後 時 分から)
- 3 承諾しない。  
(理 由)

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
(電話)



(適正化対象者住所)  
(適正化対象者氏名) 様

建土道第 号

督 促 状								
年 度								
科 目 1 5 諸収入 0 7 雑入 0 4 雑入 1 0 土木雑入								
納 入 額	百	十	万	千	百	十	円	
適 用	年 月 日付け建土道第 号をもつて請求した占用料等相当額について							
	物件所在地	京都市 区					地先	
	占用目的	通路橋						
	対象期間	年 月 日～ 年 月 日						
	備 考	担当 建設局道路河川管理課 河川占用担当 Tel 2 2 2 - 3 5 6 4						
<p>上記の金額については、納期限後、相当期間が経過しましたが、未だ納入されていません。 年 月 日までに必ず納入してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京都市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>								
○ この督促状の到着前に納入済みでしたら、行き違いですから御了承ください。								

請 求 書 兼 催 告 書

建 土 道 第 号  
年 月 日

(適正化対象者住所)  
(適正化対象者氏名) 様

京都市長 印

年 月 日から 年 月 日までの水路等の占用に係る  
占用料等相当額について、下記のとおり、請求します。

別添の納付書により納期限 年 月 日までにお支払ください。

なお、本件請求は、当該通路橋についての占用許可を行うものではないため、早急に  
占用許可申請を行ってください。

また、建土道第 号をもって督促状を送付している 年 月 日から  
年 月 日に係る占用料等相当額¥ . - が未納となっていますので、併せて催告します。

記

**請求金額** ¥ . -

(内訳) 水路等の占用に係る占用料等相当額として

物 件 の 目 的 通路橋

物 件 所 在 地 地先

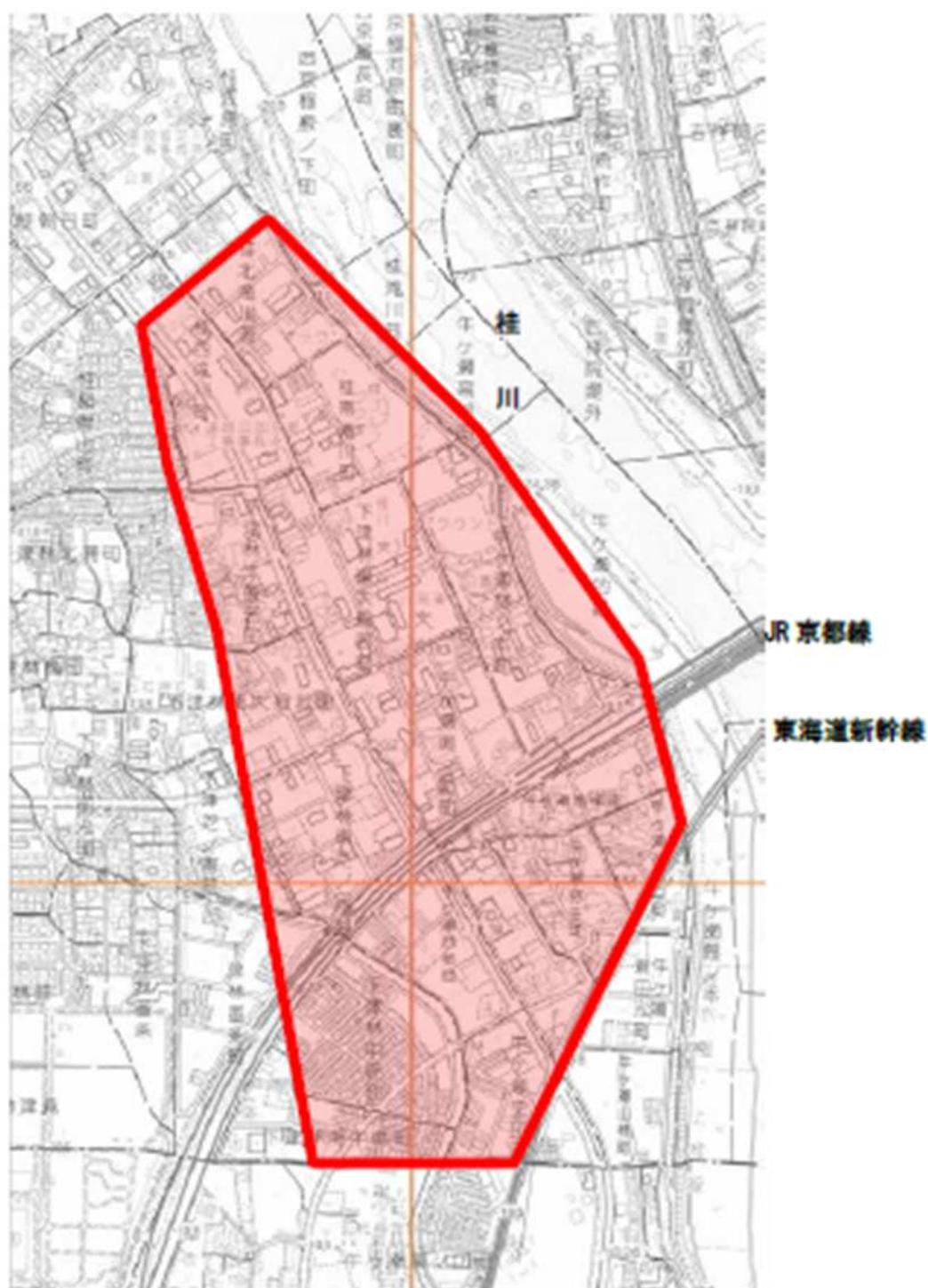
数 量 m × m = m<sup>2</sup>

占用料等相当額の単価 年間750円/m<sup>2</sup>

※通路橋を譲渡された方など、現在、占用していない方については、次の担当まで  
お申し出ください。

問合せ・回答先 建設局道路河川管理課 河川占用担当  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
Tel 222-3564

**別図** モデル地区（第一地区：西京区）



別図 モデル地区(第二地区:伏見区)

